

国都下企第28号
国都下事第234号
平成20年10月10日

(社) 全国建設業協会会長 殿
(社) 日本土木工業協会会長 殿
(社) 日本下水道管路管理業協会会長 殿
(社) 全国上下水道コンサルタント協会会長 殿

国土交通省 都市・地域整備局
下水道部 下水道企画課長
下水道事業課長

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について

本年8月5日、東京都内で施工中の下水道管渠工事（合流式下水道管の再構築工事）の現場において、局地的な大雨により急激に管渠内の水位が上昇し、工事作業員が流され、死亡者も発生するという痛ましい事故が発生したところです。

国土交通省としても、局地的な大雨に対して、下水道管渠内の工事等における作業員の安全を確保する必要があるため、学識経験者、厚生労働省、気象庁、地方公共団体、関係団体からなる「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会」を設立し、検討を行ってきました。

今般、その検討の結果を「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」として、とりまとめましたので送付いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、雨水が流入する下水道管渠内での作業を伴う工事等（調査、点検等を含む）を行う場合には、本手引きを参考に、万全の安全対策が講じられるよう、周知徹底していただきたく要請いたします。

なお、都道府県等に対しては、別添のとおり、通知しているところです。

国都下企第27号
国都下事第233号
平成20年10月10日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
日本下水道事業団事業統括部長 殿
独立行政法人 都市再生機構下水道担当部長 殿

国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道企画課長
下水道事業課長

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等の安全性の向上について

標記については、既に「集中豪雨等に対する下水道工事の安全対策について」（平成20年8月6日付け国都下事第153号）等により対策の実施をお願いしているところであるが、更なる安全性の向上を目指して、学識経験者、厚生労働省、気象庁、地方公共団体、関係団体からなる「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会」を設立し、検討を行ってきた。

今般、その検討の結果を「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」として、とりまとめたので送付する。

本手引きを参考に、発注者として、請負者が安全に下水道管渠内工事等を遂行できるよう、標準的な中止基準の設定、講習・訓練の実施、安全管理に関する情報の整理等について、適切に取り組まれない。また、実施中の工事等も含めて、請負者とも協議を行い、下水道管渠内工事等の安全対策に万全を期されるよう、重ねてお願いする。

なお、各都道府県におかれては、この旨管下市町村（政令指定都市を除く）にも周知されたい。